



2024年10月23日

各 位

会社名 株式会社プロディライト
代表者名 代表取締役社長 小南 秀光
(コード番号：5580 東証グロース市場)
問合せ先 取 締 役 金 森 一 樹
(TEL. 06-6233-4555)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月23日開催の取締役会において、2024年11月28日開催予定の当社第17回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2024年10月23日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年11月28日開催予定の当社第17回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）として新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第48条（中間配当）を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|--------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2024年11月28日（木）＜予定＞ |
| 定款変更の効力発生日 | 2024年11月28日（木）＜予定＞ |

以上

【別紙】 定款変更の内容

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任議案は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の解任) 第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を<u>選任</u>する。</p> | <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の解任) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を<u>選定</u>する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> | <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に</u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(取締役の報酬) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2 監査役の選任議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集権者) 第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p> | <p>(取締役の報酬) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u> 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> | (削 除) |
| (新 設) | <u>第5章 監査等委員会</u> |
| (新 設) | <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| (新 設) | <p><u>(監査等委員会の招集権者)</u> 第33条 <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (新 設) | <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮するこ とができる。 |
| (新 設) | 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意が あるときは、招集手続を経ないで開くことがで きる。 |
| (新 設) | <u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることが できる監査等委員の過半数が出席し、出席した 監査等委員の過半数をもって行う。 |
| (新 設) | <u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及 びその結果並びにその他法令に定める事項 は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等 委員がこれに記名押印又は電子署名する。 |
| (新 設) | <u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定 款のほか、監査等委員会において定める監査等 委員会規程による。 |
| 第6章 会計監査人 第43条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得て定める。 | 第6章 会計監査人 第38条～第39条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等 委員会の同意を得て定める。 |
| 第7章 計算 第46条 (条文省略) | 第7章 計算 第41条 (現行どおり) |
| (新 設) | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1項各号に定める事項については、法令に別段 の定めがある場合を除き、取締役会の決議によ って定めることができる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

以上